

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化担当課

平成26年4月1日に、中心市街地活性化を担当し関係部署を総括する組織として、企画振興部総合政策課に兼任職員3名を配置し、さらに平成26年11月1日から協議会事務局支援として専任職員を1名配置しています。なお、倉吉市機構改革に伴い平成30年4月1日より企画産業部商工観光課に所管替えを行っております。

(2) 倉吉市中心市街地活性化推進本部

各部署の連携を図り、中心市街地活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、中心市街地活性化に関係する部署で構成する庁内の総合調整のための組織「倉吉市中心市街地活性化推進本部」を、平成26年5月26日に設置しています。

◆倉吉市中心市街地活性化推進本部の構成

本部長	副市長
副本部長	企画産業部長
本部員	総務部長
本部員	健康福祉部長
本部員	建設部長
本部員	水道局長
本部員	教育委員会事務局長

◆同幹事会の構成

幹事長	企画産業部長
副幹事長	商工観光課長
幹事	総務課長
幹事	企画課長
幹事	地域づくり支援課長
幹事	子ども家庭課長
幹事	長寿社会課長
幹事	管理計画課長
幹事	建設課長
幹事	建築住宅課長
幹事	生涯学習課長
幹事	文化財課長
幹事	倉吉博物館長

◆倉吉市中心市街地活性化推進本部における検討課題

開催	日時	検討議題
平成26年度 第1回	平成26年7月2日	(1) 推進本部の設置について (2) 中活法の概要、国の支援制度について (3) 中心市街地の現状、課題について (4) 今後のスケジュールについて
平成26年度 第2回	平成26年8月22日	(1) 倉吉市及び中心市街地の現状、課題について (2) 中心市街地の考え方とその方向性について (3) 中心市街地活性化に関する意見交換会、説明会の開催について (4) 基本計画掲載事業の検討状況について
平成26年度 第3回	平成26年9月24日	(1) 中心市街地活性化に関するアンケート調査結果について (2) 中心市街地活性化に関する意見交換会の結果について (3) 倉吉市の中心市街地の将来像、基本的な方針と目標について
平成26年度 第4回	平成26年11月5日	(1) 基本的な方針、目標（指標、数値目標）の設定について (2) 中心市街地の区域について (3) 事業について

平成 26 年度 第 5 回	平成 27 年 2 月 16 日	(1) 内閣府との事前協議について (2) 倉吉市中心市街地活性化基本計画（素案）について
平成 26 年度 第 6 回	平成 27 年 3 月 20 日	(1) 倉吉市中心市街地活性化基本計画（案）について
平成 28 年度 第 1 回	平成 28 年 4 月 6 日	(1) 倉吉市中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 28 年度 第 2 回	平成 29 年 1 月 17 日	(1) 倉吉市中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 29 年度 第 1 回	平成 29 年 4 月 11 日	(1) 倉吉市中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 29 年度 第 2 回	平成 29 年 5 月 22 日	(1) 倉吉市中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 29 年度 第 3 回	平成 30 年 1 月 9 日	(1) 倉吉市中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 30 年度 第 1 回	平成 31 年 2 月 5 日	(1) 倉吉市中心市街地活性化基本計画の変更について
令和元年度 第 1 回	令和元年 5 月 8 日	(1) 第 2 期基本計画掲載事業の検討状況について (2) 今後のスケジュールについて
令和元年度 第 2 回	令和元年 7 月 26 日	(1) 第 2 期基本計画掲載事業の検討状況について (2) 今後のスケジュールについて
令和元年度 第 3 回	令和元年 9 月 24 日	(1) 第 2 期基本計画掲載事業の検討状況について (2) 目標（指標、数値目標）の設定について (3) 今後のスケジュールについて
令和元年度 第 4 回	令和元年 11 月 11 日	(1) 中心市街地活性化に関するアンケート調査について (2) 中心市街地活性化に関する意見交換会について (3) 今後のスケジュールについて
令和元年度 第 5 回	令和元年 12 月 24 日	(1) 倉吉市中心市街地活性化基本計画（素案）について
令和元年度 第 6 回	令和 2 年 1 月 16 日	(1) 倉吉市中心市街地活性化基本計画（案）について

◆倉吉市中心市街地活性化推進本部幹事会における検討課題

開催	日時	検討議題
第 1 回	平成 26 年 7 月 8 日	(1) 推進本部、幹事会の設置について (2) 中活法の概要、国の支援制度について (3) 中心市街地の現状、課題について (4) 今後のスケジュールについて
第 2 回	平成 26 年 8 月 6 日	(1) 倉吉市及び中心市街地の現状、課題について (2) 中心市街地の考え方とその方向性について (3) 基本計画掲載事業の検討について

(3) 平成30年度以降の倉吉市議会における中心市街地活性化に関する審議又は討議の内容等
(市長が答弁したもの)

開催日時	内容
平成30年6月 6月定例会	<p>(質問要旨) 中心市街地の賑わい再生について</p> <p>(答弁要旨) 今後、意欲ある民間事業者などと意見交換を進めていく際に、倉吉市中心市街地活性化協議会、倉吉観光 MICE 協会、倉吉商工会議所など、各機関と連携し取り組んでいくとともに、市としても、グランドデザインを意識し、民間事業と相乗効果をなす区域となるよう、当該区域に所有する財産を活用しての地域活性化策について検討を進めていく。</p>
平成30年6月 6月定例会	<p>(質問要旨) 円形劇場くらしフィギュアミュージアムの周辺整備について</p> <p>(答弁要旨) 事業者と課題を共有するとともに市において早急に対策を必要とする取組みについて方針を取りまとめていく。</p>
平成30年6月 6月定例会	<p>(質問要旨) 中心市街地内のエリア連携について</p> <p>(答弁要旨) エリアを回遊するための「案内標識の設置」「街歩きマップ作成」「情報発信」などの準備を進めている。 出来ることから着実に実施していき、中心市街地全体として観光客の受け入れ機能の向上を図りたい。</p>
平成30年9月 9月定例会	<p>(質問要旨) 倉吉市としては今後、どういったまちづくりを進めていこうと考えているか。官民連携は重要だが、行政のリードがある程度必要と考える。</p> <p>(答弁要旨) あくまで主体は民間であり、民間による事業構想の実現に向けた連携、支援が行政の役割であると考え、地域により多くの波及効果が出るような取り組みを民官連携により実施することが大切であると考え。 その実施方法の検討の中で、地域全体としてどう事業リスクを取っていくかを議論していきたいと考えるとともに、行政としてはそういった議論をリードしていきたいと考える。</p>
平成30年9月 9月定例会	<p>(質問要旨) 周辺市町との連携については</p> <p>(答弁要旨) 倉吉観光 MICE 協会、鳥取中部観光推進機構等の関係機関と連携することにより中心市街地と周辺市町との相乗効果を図っていく。</p>
平成30年12月 12月定例会	<p>(質問要旨) 第1期基本計画の現時点での感想は</p> <p>(答弁要旨) 第1期基本計画も残り1年数か月となる中で、今後は整備した拠点施設の活用を促進させ、中心市街地の活性化につなげていくことがこれからの大きな活動目標となっていく段階である。 今後、市役所第2庁舎の移転、県立美術館の整備などが控えており、持続的に中心市街地活性化に向けた取組を進めていきたい。</p>

平成 30 年 12 月 12 月定例会	<p>(質問要旨) 倉吉駅周辺の活性化策について</p> <p>(答弁要旨) 地元企業はもとより、地域商業の活性化に資する施設運営を全国的に展開する企業等へも訪問し、様々な意見を聞いていく中で、早期活用が図れるよう努めていきたい。</p>
平成 30 年 12 月 12 月定例会	<p>(質問要旨) 基本計画掲載事業の実施主体である民間事業者との連携について</p> <p>(答弁要旨) 民間企業、倉吉銀座商店街振興組合、まちづくり会社とともに、倉吉市中心市街地活性化協議会、倉吉観光 MICE 協会、倉吉商工会議所など、各機関が連携し共同して活性化策を検討していくことが重要であり、行政としては、事業主体者と各関係機関との連携を促進させ、より波及効果の高い施設となるよう協力していく。</p>
平成 30 年 12 月 12 月定例会	<p>(質問要旨) 基本計画掲載事業で整備された施設の観光ルート化について</p> <p>(答弁要旨) 周辺市町村の宿泊施設とのタイアップ、旅行会社への PR のほか、倉吉観光 MICE 協会とともに、来年オープン予定の「打吹回廊」と連携する観光商品の開発を進めている。 観光ルートとしては、市の中心市街地の回遊はもとより、周囲の市町にある観光施設との連携も視野に入れており、今後も引続き、事業者と共同で検討を進めていきたいと考える。</p>
令和元年 6 月 6 月定例会	<p>(質問要旨) 鳥取県立美術館が中心市街地にできることを契機に、倉吉市としてどのようなまちづくり・環境づくりをしていくのか</p> <p>(答弁要旨) 倉吉市がこれまで進めてきた倉吉：緑の彫刻賞のシステムを使って美術館周辺の整備が進められることで、県立美術館を中心としたエリアと、<緑の彫刻プロムナード>や古い町並みを中心としたエリアが、芸術作品を介しリンクして面的に広がり、まちの中の周遊に繋がることが期待される。</p>
令和元年 6 月 6 月定例会	<p>(質問要旨) 県立美術館、中心市街地（赤瓦・白壁土蔵、小川邸）を結ぶ回遊策について、ぜひ市で旗揚げをしてほしい</p> <p>(答弁要旨) 今後、市民の皆さまの意見を伺いながら、県立美術館と共に歩む中部地区の集い協議会の観光（周遊）経済飲食部会事務局である鳥取中部観光推進機構と、市商工観光課、倉吉観光 MICE 協会、倉吉商工会議所などの関係機関と検討していきたい。</p>
令和元年 9 月 9 月定例会	<p>(質問要旨) 中心市街地活性化推進計画の第 2 期計画を策定中であるが、第 1 期計画の課題等を受け、どのような計画を策定しようとしているのか、その主だった特徴とスケジュールを伺いたい</p> <p>(答弁要旨) 第 1 期計画の成果と課題として、新たな観光客を誘客する拠点となるくらしのミュージアムの整備商店街の活性化拠点となる打吹回廊の整備など、中心市街地活性化に資する施設が整備された。また、県立美術館の誘致、市役所第 2 庁舎の移転など、今後につながる動きも出始めている。</p>

	<p>一方で、H28 鳥取中部地震による家屋・店舗の損傷などの影響により人口減が続くなどの状況が続いている。</p> <p>第2期計画では、鳥取県立美術館の整備、円形劇場くらしフィギュアミュージアム、打吹回廊などの新たに整備された施設を積極的に活用するソフト事業の充実、第1期期間中に一般公開に至らなかった小川家について庭園の一般公開を目指す。</p> <p>また、成徳、明倫エリアの他、倉吉駅周辺の空き店舗対策にも積極的な取り組みを進める。</p>
令和元年9月 9月定例会	<p>(質問要旨) 中心市街地活性化基本計画の各エリアの進捗状況について</p> <p>(答弁要旨) 倉吉市中心市街地活性化基本計画では認定区域を「倉吉駅周辺エリア」「パークスクエアバス通り沿線エリア」「成徳と明倫からなる打吹エリア」の3つのエリアに分けて事業進捗を図ってきているところ。</p>
令和元年9月 9月定例会	<p>(質問要旨) 倉吉市議会議員と鳥取看護大学・鳥取短期大学の学生が話し合う「くらし未来づくりカフェ」を開催した。学生を地域に呼び込むことが必要だと考えるが、市長の考えを伺う。</p> <p>(答弁要旨) 去る7月6日に倉吉市議会議員9名と鳥取短期大学・鳥取看護大学の学生35名が、鳥取看護大学において意見交換会を実施されたと伺っている。</p> <p>新聞記事や市議会ホームページ等を見ると、学生からは、倉吉の良いところとして、「自然豊かで食べ物がおいしい」、「住んでいる人がやさしい」、「暮らしやすい」などの意見があった。</p> <p>今後も引き続き、鳥取短期大学・鳥取看護大学と連携を強化しながら、地域課題の解決を図り、地域を元気にしていきたいと考えている。</p>
令和元年12月 12月定例会	<p>(質問要旨) 今後10年20年先のあるべき姿を構築するための先見性とリーダーシップについて伺う。</p> <p>(答弁要旨) 今後のまちづくりについては、市単独で大きな事業を進めるのではなく、うまく県・民間などの事業と連携することが重要である。</p>
令和元年12月 12月定例会	<p>(質問要旨) 第1期計画の振り返り</p> <p>(答弁要旨) 第1期計画の成果と課題</p> <p>新たな観光客を誘客する拠点となるくらしフィギュアミュージアムの整備商店街の活性化拠点となる打吹回廊の整備など、中心市街地活性化に資する施設が整備された。また、県立美術館の誘致、市役所第2庁舎の移転など、今後につながる動きも出始めている。</p> <p>一方で、H28 鳥取中部地震による家屋・店舗の損傷などの影響により人口減が続くなどの状況が続いている。</p>

〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

倉吉市中心市街地活性化協議会の概要

平成26年10月16日、中心市街地活性化法第15条に基づき、まちづくり会社である株式会社赤瓦と倉吉商工会議所が設立発起人となり、「倉吉市中心市街地活性化協議会」が設立されています。

事務局は、倉吉商工会議所と株式会社赤瓦が協働運営し、事務所を赤瓦一号館に置き、経済界、商業者及び商業団体、医療・福祉団体、教育・文化団体、自治連合会、交通事業者、金融機関、まちづくり団体、行政機関等多様な関係者で構成され、基本計画に基づく中心市街地活性化の取組の協議、民間事業の掘り起こしやコーディネート、事業実施の支援を行います。

① 倉吉市中心市街地活性化協議会構成員について

◆倉吉市中心市街地活性化協議会構成員（順不同）

令和元年8月7日現在

構成団体及び構成団体における役職	役職	法令根拠
倉吉商工会議所	会頭	第15条第1項
株式会社赤瓦	代表取締役	第15条第1項
倉吉信用金庫	理事長	第15条第8項
鳥取県中部総合事務所	所長	第15条第7項
倉吉市	市長	第15条第4項
倉吉銀座商店街振興組合	理事長	第15条第4項
上井商工連盟	前会長	第15条第4項
JR西日本倉吉駅	駅長	第15条第4項
日ノ丸自動車(株)倉吉営業所	所長	第15条第4項
日本交通(株)倉吉営業所	所長	第15条第4項
公益社団法人鳥取県中部医師会	会長	第15条第8項
一般社団法人鳥取県建築士事務所協会中部支部	副会長・中部支部長	第15条第8項
鳥取看護大学・鳥取短期大学	理事長	第15条第8項
(株)新日本海新聞社中部本社	総局長	第15条第8項
倉吉市ホテル旅館組合	組合長	第15条第8項
倉吉市自治公民館連合会	会長	第15条第8項
鳥取中部ふるさと広域連合消防署	署長	第15条第4項
NPO法人ふるさと遊誘駅舎館	理事長	第15条第4項
倉吉異業種交流プラザ	会長	第15条第4項
倉吉市民生児童委員連合協議会	代表	第15条第4項
中部タクシー共同組合	理事長	第15条第4項
(株)ひまわり企画倉吉シティホテル	代表取締役	第15条第4項
一般社団法人倉吉観光MICE協会	会長	第15条第4項
特定非営利活動法人 未来	理事長	第15条第4項
明倫まちづくり合同会社	代表社員	第15条第4項
(有)中井ハウジング	代表取締役	第15条第4項
(株)チュウブ	代表取締役	第15条第4項
倉吉商工会議所青年部	会長	第15条第4項

あきない中心倉	会長	第 15 条第 4 項
倉吉市社会福祉協議会	会長	第 15 条第 4 項
NPO 法人明倫NEXT100	理事長	第 15 条第 4 項
公立大学法人 公立鳥取環境大学	理事長職務代理人	第 15 条第 4 項
鳥取中央農業協同組合	代表理事組合長	第 15 条第 4 項
一般財団法人小川記念館財団	代表理事	第 15 条第 4 項
鳥取大学地域学部	学部長	第 15 条第 4 項
株式会社アナログ	代表取締役	第 15 条第 4 項
倉吉町並み保存会	会長	第 15 条第 4 項
株式会社円形劇場	代表取締役	第 15 条第 4 項
株式会社エスマート	代表取締役	第 15 条第 4 項
株式会社本内家具	代表取締役会長	第 15 条第 4 項
倉吉ビール株式会社	代表取締役	第 15 条第 4 項
株式会社打吹回廊	代表取締役	第 15 条第 4 項

② 開催状況について

◆倉吉市中心市街地活性化協議会の開催状況

開催日時	検討議題等
平成 26 年 10 月 16 日 第 1 回協議会 (協議会の設立総会)	<ul style="list-style-type: none"> 協議会の設立（規約の制定） 役員を選任 タウンマネージャーの選任
平成 27 年 3 月 2 日 第 2 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 倉吉市中心市街地活性化基本計画（素案）について
平成 27 年 3 月 30 日 第 3 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 協議会の推進体制等について 倉吉市中心市街地活性化基本計画（案）について 平成 27 年度タウンマネージャーの選任について 倉吉市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見について
平成 27 年 5 月 29 日 平成 27 年度第 1 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業報告（案）について 平成 26 年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支決算（案）について 平成 26 年度倉吉市中心市街地活性化協議会監査報告 平成 27 年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業計画（案）について 平成 27 年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支予算（案）について 基本計画の認定状況及び掲載事業の進捗について
平成 27 年 9 月 4 日 平成 27 年度第 2 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画の認定について ホームページの開設及び情報配信サービス「くらよし中活だより」について

	<ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市中心市街地活性化エリア別ワークショップの開催について ・基本計画掲載事業（民間事業）の進捗等について
平成28年1月27日付け倉吉市意見照会に対する平成28年2月9日付け回答	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の第1回変更について
平成28年5月10日 平成28年度第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画掲載事業の進捗状況について ・平成27年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業報告について ・平成27年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支決算について ・平成27年度倉吉市中心市街地活性化協議会監査報告 ・役員改選について ・倉吉市中心市街地活性化協議会設置規約の改正について ・平成28年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業計画（案）について ・平成28年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支予算（案）について
平成28年10月19日 平成28年度第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支予算の補正（案）について
平成29年2月10日 平成28年度第3回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・認定基本計画の第3回変更（H29.3月変更分）案について
平成29年4月11日付け倉吉市意見照会に対する平成29年4月20日付回答	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の第4回変更について
平成29年6月1日 平成29年度第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業報告について ・平成28年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支決算について ・平成28年度倉吉市中心市街地活性化協議会監査報告 役員の選任について ・平成29年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業計画（案）について ・平成29年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支予算（案）について ・基本計画の第5回変更（H29.7月変更分）について ・基本計画掲載事業の進捗状況について ・今後のスケジュールについて
平成30年2月9日 平成29年度第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・認定基本計画の第6回変更（H30.3月変更分）案について

<p>平成 30 年 6 月 12 日 平成 30 年度第 1 回協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業報告について ・平成 29 年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支決算について ・平成 29 年度倉吉市中心市街地活性化協議会監査報告 ・平成 30 年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業計画(案)について ・平成 30 年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支予算(案)について ・倉吉市中心市街地活性化協議会の役員を選任について ・基本計画掲載事業の進捗状況について
<p>平成 31 年 2 月 18 日 平成 30 年度第 2 回協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認定基本計画の第 7 回変更 (H31.3 月変更分) 案について ・倉吉市中心市街地活性化基本計画 (民間) 掲載事業の進捗について ・今後の予定について
<p>令和元年 8 月 7 日 令和元年度第 1 回協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業報告について ・平成 30 年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支決算について ・平成 30 年度倉吉市中心市街地活性化協議会監査報告 ・令和元年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業計画(案)について ・令和元年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支予算(案)について ・倉吉市中心市街地活性化協議会の役員を選任について ・基本計画掲載事業の進捗について⇒総会資料に基づき説明 ・倉吉市中心市街地活性化基本計画 第 2 期計画の策定について
<p>令和 2 年 1 月 29 日 令和元年度第 2 回協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期倉吉市中心市街地活性化基本計画 (案) について ・今後の予定について

③ 規約について

◆倉吉市中心市街地活性化協議会規約

第1章 総 則

(設置)

第1条 倉吉商工会議所及び株式会社赤瓦は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で倉吉市中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 本会の名称は、倉吉市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第3条 協議会は、法第9条第1項の規定により倉吉市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画、法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下、「認定基本計画」という。）及び法第40条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、第3条の目的を達成するため、法第15条第9項に基づき意見を述べるほか、次の掲げる事項について検討し、及び審議し、並びにそれらに係る事業を実施する。

- (1) 中心市街地活性化に係る事業の総合調整
- (2) 中心市街地活性化に関する会員相互の意見調整及び情報交換
- (3) 中心市街地活性化に向けた勉強会及び研修会の実施並びに情報交換
- (4) 中心市街地活性化に関する調査研究の実施
- (5) 中心市街地活性化に寄与する活動
- (6) 中心市街地の活性化に係る事業推進に関すること
- (7) その他中心市街地の活性化に関すること

(公表の方法)

第5条 協議会の活動内容は、広く倉吉市民の意見を反映させるため、協議会のホームページ並びに倉吉商工会議所の会報において公表する。

第2章 会 員

(会員)

第6条 会員は、法第15条第1項、第4項、第7項及び第8項の規定に該当するものをもって構成する。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申込み、幹事会の承認を得なければならない。

(退 会)

第8条 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。
2 会員が死亡、または解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員が協議会の名誉を毀損し、または協議会の設立の趣旨に反する行為をしたときは、総会において会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出品品の不返還)

第10条 補助金を除くその他の収入による抛出品は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

第3章 役 員

(役員)

第11条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

(役員を選任)

第12条 会長、副会長、監事は、総会において会員の中から選任する。

(任期)

第13条 役員は、任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2 役員は、任期終了後においても次期役員が選任されるまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

(職務)

第14条 会長は、協議会を代表して会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の業務及び経理の監査の結果を総会に報告する。

第4章 タウンマネージャー、オブザーバー

(タウンマネージャー)

第15条 協議会は、第3条に掲げる目的達成のため、又は協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャーを置くことができる。

- 2 タウンマネージャーは、会長が選任し、各種活動実施にあたり計画・調整・助言等を行う。
- 3 タウンマネージャーの任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 タウンマネージャーは、幹事会構成員及びタウンマネジメント会議構成員とする。

(オブザーバー)

第16条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためオブザーバーを置くことができる。

第5章 事業推進コーディネーター

(事業推進コーディネーター)

第17条 協議会は、必要に応じて事業推進コーディネーターを置くことができる。

- 2 事業推進コーディネーターの選任方法、業務、選任期間等については、別に定める「倉吉市中心市街地活性化協議会専門人材活用事業実施規程」によるものとする。

第6章 会議

(会議)

第18条 協議会は、以下の会議を開催する。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) タウンマネジメント会議

第7章 総会

(総会)

第19条 総会は、毎年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選任、その他必要と認める事項を審議する。

- 2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 3 総会は、会員をもって構成する。
- 4 総会は、会員の半分以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、会員の3分の1以上から総会開催請求があれば招集しなければならない。
- 7 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

第8章 幹事会

(幹事会)

第20条 協議会を運営するため、幹事会を置き次の幹事を置く。

- (1) 幹事長1名
- (2) 副幹事長1名
- (3) 幹事5名以内

(幹事の選任)

第21条 幹事長、副幹事長、及び幹事は、会長が選任する。

(職務)

第22条 幹事長は、幹事会を代表して会務を統括する。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し幹事長事故あるときは職務を代行する。
- 3 幹事は、協議会の運営案の作成を行う。

(開催)

第23条 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

- 2 幹事会は、幹事の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 幹事会の議事は、出席幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 幹事会は、必要に応じ事業関係者をオブザーバーとして招集することができる。
- 5 幹事会の議事については、議事録を作らなければならない。

第9章 タウンマネジメント会議

(タウンマネジメント会議)

第24条 タウンマネジメント会議は、タウンマネージャー、会員及び事業主体関係者により構成し、タウンマネジメントに関する事項を協議・決定する。

- 2 タウンマネジメント会議は、タウンマネージャーが招集し、その議長となる。
- 3 タウンマネジメント会議は、必要に応じて、事業別、課題別の専門部会を設けることができる。

第10章 協議

(協議の心得)

第25条 会員は、倉吉市中心市街地活性化に関して批判をするのではなく、具体的で建設的な協議を行わなければならない。

- 2 倉吉市中心市街地活性化に関する事業等への意見については、その実現を達成するために、

その意見を尊重し、相互扶助の精神をもって協議を行わなければならない。

- 3 倉吉市中心市街地活性化に関する意見を述べる場合においては、会員は陳情や要求ではなく、自ら行動し実現することを基本として発言しなければならない。

(協議結果の尊重)

第26条 法第15条第10の規定に基づき、構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議の結果を尊重しなければならない。

第11章 事務局

(事務局)

第27条 協議会の事務局は、倉吉商工会議所及び株式会社赤瓦が運営し、事務所を赤瓦1号館内に置く。

- 2 事務局に、事務局長の他、必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が選任し、事務局を統括する。

第12章 会計

(会計)

第28条 協議会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入)

第29条 協議会の運営は、補助金及びその他収入をもってあてる。

第13章 解散

(解散)

第30条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄付することができるものとする。

附則

1. 本規約は、平成26年10月16日から施行する。
2. 第13条第1項の規定にかかわらず、協議会設立時の役員の任期は、平成28年3月31日までとする。
3. 第19条第2項の規定にかかわらず、初めて開催される会議の招集は、協議会の設立準備に係る者が招集する。
4. 第28条第1項の規定にかかわらず、協議会の設立の日（以下「設立日」という。）の属する会計年度は、設立日から平成27年3月31日までとする。
5. この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、幹事会の承認を得て、別に定める。

附則

1. 本規約は、平成28年4月1日から施行する。

④ 基本計画（案）に対する活性化協議会の意見書

令和2年1月29日

倉吉市長 石田耕太郎 様

倉吉市中心市街地活性化協議会
会長 倉都 祥行



第2期倉吉市中心市街地活性化基本計画案について（回答）

令和2年1月27日付発商第895号で意見照会のありました「第2期倉吉市中心市街地活性化基本計画案」に対する当協議会としての意見は特にございませぬ。

【お問い合わせ】

倉吉市中心市街地活性化協議会事務局
電話 24-2340

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 住民ニーズなどの客観的分析

① アンケート調査等

- ・基本計画の策定にあたって、次の主なアンケートの調査などの結果を参考とした。
 - ・市民意識調査（2019年5月）
※市在住の20歳以上の2,500名（無作為抽出）、郵送アンケート
 - ・中心市街地活性化に関するアンケート（令和元年11月～12月実施）
※市内全自治公民館長218名、市在住の15歳以上の2,000名（無作為抽出）、郵送アンケート
 - ・倉吉商工会議所からの要望
 - ・中心市街地活性化特別委員会からの提言
- ※1章「(3) 地域住民のニーズ等の把握・分析」参照

② 中心市街地活性化に関する意見交換会の開催

- ・中心市街地活性化基本計画に、学生世代の意見を取り入れることを目的とし、令和元年8月24～25日に中心市街地の活性化に向けたグループ検討、コンテスト形式での発表会を開催した。全国から15人の参加者が集まり、多様な意見をいただき、計画の参考とした。
- ※1章「(3) 地域住民のニーズ等の把握・分析」参照

③ 基本計画案に対する市民意見

- ・地域住民の意見を把握するため、「倉吉市中心市街地活性化基本計画（素案）」に対するパブリックコメントを、令和2年1月29日から令和2年2月9日まで実施した。その結果、3名から4件の意見が寄せられ、本基本計画策定の参考とした。

項目	件数	意見等	対応方針
1章	1	「これまでの中心市街地活性化に対する取組の検証」について、平成30年4月オープンの円形劇場くらしフィギュアミュージアムの実績については検証すべきではないか？	同施設の平成30年度実績については単年度の実績となり第1期中における効果を検証するには至っていない状況である。なお、同施設については第2期計画において効果を検証していくこととしております。
1章	1	第1期計画の目標指標のうち「中心市街地における観光入込客数について目標と最新値との差について要因はどう捉えているのか？インバウンド客の取り込み遅れによるものか？	平成28年10月21日に発生した鳥取中部地震等の影響もあり事業進捗が当初計画より遅れたとともに、活性化を持続・加速させるためのハード及びソフト事業の展開が後半に集中した関係で、事業効果を出していくためには時間が限られ、計画策定当初に期待していた成果を得ることができなかつたと捉えています。
3章	1	目標2「歴史的資源とポップカルチャーを活かし観光おもてなし力向上を目指すまち」について、倉吉市独自のレトロな資源（コンテンツ）を次世代型コンテンツに育てていく取組みが必要ではないか？	各事業の連携を図りつつ、適宜必要な策について検討していきます。
4章	1	『「鳥取県立美術館から白壁土蔵群・赤瓦までの回遊策」調査検討事業』について、調査検討する区域が明倫エリアまでに及ぶのであれば事業名にも「明倫」の文字を入れたほうがわかり易いとする。	わかりやすくなるよう事業名を修正しました

④ 地元公民館等への説明会の開催

- ・ 中心市街地の地元公民館の要請に応じ、中心市街地に関する取り組みを説明し、意見をいただき、計画の参考とした。

⑤ その他

- ・ 鳥取看護大学、鳥取短期大学と倉吉市、倉吉市議会との意見交換会を令和元年7月6日に開催し、中心市街地に期待する意見をいただいた。

※ 1 章「(3) 地域住民のニーズ等の把握・分析」参照

(2) 多様な主体との連携

① 大学との連携

- ・ 鳥取短期大学と倉吉市において、地域と大学の連携強化、相互の資源を活用し地域社会の発展と人材を育成するため、平成 26 年 8 月 26 日に包括的な協定を締結した。